

施設基準及び加算に関する掲示

電子的診療情報連携体制整備加算

- ・オンライン請求を実施しております。
- ・医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証明書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出ください。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を活用し診療できる体制を有しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋を発行する体制を導入しています。

一般名処方加算

- ・一般名処方（薬剤の商品名ではなく有効成分を処方箋に記載すること）によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・医薬品供給状況を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明します。
- ・医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。
選定療養は保険給付でないため、公費も適用になりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

外来感染対策向上加算

院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・感染管理者である院長が中心となり、標準的感染予防策に従い、職員一同院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策に関する研修や指導など感染防止策を講じた取り組みを行っています。
- ・感染性の高い疾患が疑われる場合は一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受入れを行います。
- ・抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用します。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携し、情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

生活習慣病管理料（Ⅱ）

高血圧症、脂質異常症、糖尿病が主病の患者様は厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理を行うため、「特定疾患管理料」から「生活習慣病管理料」へと移行します。

- ・患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上長期投薬を行う場合がございます。